

平成29年10月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月25日〔木曜日〕 15時30分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	上妻 力
//	2 番	中村 正幸
//	3 番	深田 広文
//	5 番	羽生 友保
//	6 番	古田 洋美
//	7 番	鮫島 繁樹
//	9 番	牛越 紀幸
//	10 番	坂本 江里子
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	河本 アツミ
//	13 番	石寺 政和
//	14 番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農業振興地域整備計画に係る意見の聴取について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 あっせんについて
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○局長

皆さんお疲れさまです。

それでは 10 月の定例総会を開会いたします。会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、お疲れさまです。本日は、お忙しい中、推進委員の方々にも参加をいただきまして、真にありがとうございます。

さて、先日は衆議院の突然の解散による総選挙が行われたわけですが、体制が変わると今まで決まっていたこともやり直すということになりますけれども、農業委員会に関係する法案の早急な協議がなされるよう、引き続き要請をしていきたいと考えております。農業委員会の活動におきましても、意向調査等に向けて忙しくなりますが、皆様のご協力よろしく願いいたします。

また、台風 21 号が襲来しましたが、被害はほとんどなかったようでほっとしたところがございますが、台風 22 号の動きにも気を付けていただきたいと思います。

○議長

それでは、ただいまより 10 月の定例総会を開会いたします。

はじめに、日程第 1 「西之表市農業委員会会議規程第 10 条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には、10 番坂本委員と 11 番岩本委員を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

○議長

続きまして日程第 2、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は 1 ページです。今月は所有権移転 2 件の申請がありました。

1 番です。榕城平田・本立地区です。台帳地目田・畑、現況地目田の 4 筆で、合計面積 4,558 平米を贈与にて所有権移転するものです。

2 番です。下西下石寺地区です。台帳地目山林・畑・原野、現況地目畑の 5 筆で、合計面積 5,466 平米を売買により所有権移転するものです。

以上、本件 1 番から 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。

続きまして担当委員の報告ですが、整理番号 1 番が私の担当になっておりますので私の方から報告をしたいと思います。

○4 番委員

10 月 23 日、これは父から息子への譲渡ということで親子立ち会いのもとで現地を確認いたしました。田んぼが 4 筆で、場所はわらび苑の周辺の砂防ダムの所で現地を確認をしましたけれども、申請どおり間違いありませんでした。

○13 番委員

はい、13 番です。番号 2 番について説明いたします。10 月 20 日に推進員、譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。譲渡人は土地持ち非農家の方でございます。譲受人は、経営拡大を目指すための所有権移転でございます。登記簿台帳は 5 筆に分かれていまして、山林が 1 筆、畑が 1 筆、原野が 3 筆となっておりますが、現況は 1 枚の畑となっております。現在、さとうきびを植え付けております。収穫方法等につきましては、委託作業になるとのことでござ

います。売買契約金も既に支払済みとのことをごさいます。ほか申請どおり間違いございませんでした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第1号について事務局並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いをいたします。

○議長

無いようですので採決をいたします。議案第1号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第2号「農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について」及び議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。これにつきましては、関連がありますので一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農業振興地域計画変更に係る意見の聴取について」、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は関連がありますので一括して説明をいたします。資料は2ページから3ページです。

申請地は現和川氏地区の土地1筆で、台帳現況地目田、面積3,948平米であります。申請理由としましては、現存する工場敷地が手狭となっており、新たに農業用倉庫の敷地確保と農繁期の「農作物」の搬入増加に伴う駐車場の必要性等のため、また、申請地の隣接に自社の工場があり、あらゆる面で利便性が高いためであります。農地区分は農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内です。現在農林水産課にて利用目的を「田」から、「農業用施設」への用途変更手続き中であり、用途変更完了後に「農用地利用計画指定用途」として農地転用を行おうとするものです。周辺は道路と自己所有の宅地、田で転用による、周囲への被害はないと思われまます。

また残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実にされるものと思われまます。農業委員会での意見聴取後に縦覧期間や県の審査が行われ、利用目的の用途変更の告示後に、許可指令書の交付となりますので、転用行為に着手するのは12月以降になる見込みです。

なお、本件土地については、平成29年5月に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により耕作目的で取得した農地です。本来であれば取得後すぐの転用計画は運用により認められていないところですが、6次産業化に資する農業用施設用地であること、取得した農地を耕作しようとしたが、ぬ田であり、耕作に適していないなどの状況であるという申請人の意見と、合同現地調査における調査委員の意見、総会での委員の意見を総合的に鑑みて、農業振興地域整備計画変更の意見決定、農地法第4条許可申請に対する許可・不許可の判断をしていただきたいと思います。以上で説明終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。これについては、昨日現地調査が行われております。調査委員長は、議案第2号及び議案第3号について報告をお願いいたします。

○2番委員

はい、2番です。整理番号1について報告いたします。昨日、事務局より徳永次長、内田主事、調査委員の2番・3番委員、担当委員の7番委員及び推進委員、計6名で申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。先ほど、事務局より説明があったとおり、5月の定例総会で許可した物件です。購入した土地8反ほどありますが、その中央に水路があり、水路から西側が今回の申請地になります。湿田であり耕作には不向きな田んぼです。耕作に向けての整地のため、重機を入れた場所がありましたが、水がはけず溜まった状態でした。どうにかできないかということで、社長はじめ従業員で、いろいろな方法を検討しましたが、排水工事をし、埋め立てをするには多額の出費を要するため手つかずで、現在に至っております。今回、事業拡大のため農業用倉庫を新しく建てるということで、土地をあちこち探しましたが適当な場所が見つからず、立地条件等を考え、この場所になったそうです。農業用倉庫ができれば、安納芋の耕作面積も大幅に増えますし雇用も増えるという利点もあります。当初、安納芋を耕作する予定で購入した土地が、今回、倉庫・駐車場を造り、耕作できなくなる面積については、事務局とも相談し、A判定の土地を探し遊休農地を再生して耕作する準備を進めているとのこと。以上、確認の結果この物件は、許可相当であると意見の一致を見たところであります。皆様の慎重なるご審議をよろしく申し上げます。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。続いて担当委員の報告をお願いします。

○7番委員

はい、7番です。昨日、一緒に現地確認を行いました。当該農地は、ご覧のようにその前に借りていたそうですけれども、借りていたときもトラクターや田植え機がぬかって重機で引き上げたりということもあったそうで、非常に不向きで、畑にするにも水が湧いたりしたということも伺っております。

また、先ほど委員の方からも、ご意見がありましたように倉庫は手狭であって、新たに造るということで、そういう申請に至ったようでございます。本来なれば耕作目的で購入した土地であったわけですが、いろいろな事情で今の農業情勢を鑑みたときに、6次産業を見据えた製品の倉庫ということが念頭にあるようでございます。ということで、はなはだ大きく農業振興を逸脱した考えでないということがわかっておりますので、法的にも何ら問題ないということでありましたので、できれば、許可相当で良いと思うところです。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。補足になりますけれども、私も同行して現地確認をしました。ここは農作物を栽培するという事で取得したところでありまして、先ほどの調査委員長並びに担当委員の方からの報告もありましたように、一応、いろいろ試みたようですが耕作はできないということで、今回の申請に至ったようです。

また、面積に値する以上のところで耕作できる面積を他に求め、農作物を耕作し、本人も頑張るということなので報告がありましたので皆さんの慎重な意見をよろしく願いいたします。これにつきまして何か皆さんの方から質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○5番委員

はい、5番です。この農業用倉庫は補助事業ですか。自己資金ですか。

○事務局

これにつきましては、「西之表市雇用機会拡充事業」という補助事業で、施設の中の設備に対する補助事業だそうです。

○14番委員

今の倉庫ですけど、その設備というと6次産業化に必要なものを製造する施設設備が入るといことですか。

○事務局

こちらの方で伺っている施設の概要としましては、今現在の貯蔵庫は、規格外からすべてひとまとめにして、保管をしているということですが、それを品質の良いもの悪いものを分けて保存するためのものであるのと、それからペースト状にして出荷するものを設置するというので、そういった施設につきまして先ほどの説明にあったとおり、建物ではなく内部の設備に対しての補助ということであるということ聞いております。

○9 番委員

一つ疑問に思ったことがあります。その耕作しようと試みたけれどもできなかったという話ですけども、そういうところをわざわざ買うのですかね。

話は戻りますが、申請者は法人で、しっかりと大規模に経営されている法人がそういう、できないところをあえて買って、ひとつの仮説ですけども、こうなることを見込んでいたのかなと推測されたので、一意見としてお聞きください。

○議長

はい、貴重な意見です。確かにそういうふうに捉えられないこともないと考えられます。

ただ、申請に至っては、今の補助事業が6次産業化することで雇用も発生するというのを鑑みて、種子島での安納芋の6次産業化が進む中、品質がものすごく求められます。品質の向上のために分けて貯蔵したいという考えみたいですので、皆さんの意見を幅広くお聞きしたいので、皆さんのほうから意見があったらぜひ出していただきたいと思います。

○11 番委員

11番です。色々な意見が出てきておりますけれども、この農地は要するに、耕作は無理な状況だということですが、これにかわる4,000平米ぐらいの農地は他に求めて、また拡大していくという考えのようですので、私は許可しても良いのではないかと思います。

○議長

はい、ありがとうございます。他に意見はありませんか。無ければ採決いたします。

それでは、議案第2号並びに議案第3号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第2号「農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について」は承認することとし意見を市長に送付いたします。

また、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第4号「あっせんについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」です。資料は4ページです。4ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は中割千段之峯地区です。申出人は高齢により耕作ができず、申出地は荒れている状況であります。日当たりもよく土壌も良い畑であるとのこと。シカ被害は少ないとのこと。あっせん委員につきましては、11番岩本委員と9番牛越委員にお願いいたします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。今月は「貸したい」の申し出が1件です。これについて何か質疑ありませんか。無いようですのであっせん委員になられた方はよろしくお聞きいたします。

○議長

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。今月は、利用権の設定はありませんでしたので、所有権移転から説明をいたします。2の1ページをお開きください。

1段目です。平成29年11月1日に所有権移転するものです。地目畑、面積1,978平米、所有権を移転する者2人、受ける者1人です。内訳については、2の2ページを、詳細については、2の3ページから2の6ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。3の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成29年12月1日から平成34年11月30日の5年間、地目田、面積3,500平米、地目畑、面積29,746平米、合計面積33,246平米、利用権設定する者4人、受ける者1人です。

2段目ですが、すみません資料の訂正をお願いいたします。2段目の期間の始期が平成29年12月1日が開始となりまして、終期が11月30日となります。訂正をお願いします。

それでは説明を続けます。

2段目です。期間が平成29年12月1日から平成39年11月30日の10年間、地目田、面積8,896平米、地目畑、面積48,928平米、合計面積57,824平米、利用権の設定をする者7人、受ける者1人です。内訳については、3の2ページを、詳細については、3の3ページから3の13ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。「所有権の移転」整理番号1番から2番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

○8番委員

8番です。報告します。所有権の移転についての1番と2番は、譲受人が同じなので一括して説明したいと思えます。整理番号1からですが、10月20日に譲渡人、譲受人立会いのもと審査をいたしました。この物件は先月、田んぼを購入してその隣接地まで含めてほしいということでした、その隣接地の分が今月申請になったものです。何ら問題ありません。現地で双方確認しております。

また、同日に、整理番号2の現地調査をしております。これは譲受人が就職して帰ってきてから42年以上を経つということですが、その前に父親がこの譲渡人の妹さんの名義になっていたのを購入して、現在1筆の中に、入っている土地です。これまで、なかなか手をつけてなかったということで、整理番号1と含めて、名義を変えたいということで申請が上がってきた件です。双方確認しました。何ら問題はないと思えます。よろしく申し上げます。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の方から報告がありました。

この件について質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

はい、異議なしの声がありました。それでは採決をいたします。「所有権の移転」1番から2番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」1番から2番については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして「中間管理事業分の利用権設定について」審議いたします。これについて質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

○8 番委員

8 番です。この 3 の 6 ページで申請に使用している印鑑ですが名前の印鑑でも良いのですか。


○事務局


はい、説明をいたします。これについては、実印の登録の関係もありまして、実印は、下の名前でも登録できるようになっておりますので、この方は、実印を使用したということですので、その点については特に問題ないところになります。

○議長

それでは、採決をいたします。「農地中間管理事業分の利用権設定について」原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので「農地中間管理事業分の利用権設定について」は、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇田峰生 

10 番委員 坂本江里子 

11 番委員 岩本延男 